

令和 6 年度加美町農業委員会 第 1 回定例総会議事録

令和 6 年 4 月 2 5 日（木）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第1回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁 子
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（2名）

農 業 委 員	10番	畠 山 智 史
農地利用最適化推進委員		尾 形 明

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第2号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第3号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） 定刻でございますので、只今より令和6年度加美町農業委員会 第1回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。10番 畠山智史委員、尾形明推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 今野修委員、6番 中村貴美子委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕充次長） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和6年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は2件でございます。

報告書番号1

所在地 字原町北の田 2筆

面積 合計423㎡

基盤強化促進法

報告書番号2

所在地 下新田字北村の田

面積 36㎡

基盤強化促進法

〔 以上2件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和6年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は3件でございます。

報告書番号 1

太陽光発電設備の設置

許可地 四日市場字北元宿の畑 3 筆

面積 合計 1,364 m²

令和 6 年 2 月 23 日完了

報告書番号 2

居宅及び車庫の建築

許可地 平柳字川南の畑

面積 195 m²

令和 6 年 3 月 1 日完了

報告書番号 3

特定建築条件付売買予定地の造成及び建売住宅建築

許可地 字一本杉の田 2 筆

面積 合計 1,726 m²

令和 6 年 3 月 19 日完了

〔 以上 3 件の工事完了報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 2 号を終了いたします。

日程第 6 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和 6 年 4 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件でございます。

申請番号 1

申請地 下新田字雷の田

面積 9 4 0 m²

耕作者へ贈与するもの

申請番号 2

申請地 下狼塚字平田の田

面積 1, 0 0 6 m²

耕作者へ贈与するもの

申請番号 3

申請地 字新照井下の田 外 1 0

面積 合計 5, 7 9 1 m²

耕作者へ贈与するもの

申請番号 4

申請地 柳沢字新柳沢前の畑 外 4 筆

面積 合計 5, 3 7 1 m²

耕作者へ贈与するもの

〔 以上 4 件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号 1 番について 2 番 杉村昭宏委員お願いします。

＊2 番（杉村昭宏委員） 申請番号 1 番の件について譲受人に電話で聴き取り調査を行いました。お二人は親戚関係にあり、譲渡人は仙台市在住ですが、もともと譲受人の自宅の前にお住まいでした。譲渡人の親の代から贈与のお話はあったようで、今回譲渡人が相続を受けたことにより、耕作者へ贈与となりました。聴き取り調査、及び現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号 2 番について 1 4 番 佐藤健喜委員お願いします。

＊1 4 番（佐藤健喜委員） 申請番号 2 番について譲渡人、譲受人に聴き取り調査を行いました。譲渡人のご主人と譲受人はいとこ同士でございます。以前は譲渡人夫婦が大崎市から通って耕作しておりましたが、ご主人が亡くなってからは譲受人へ耕作を依頼していたこともあり、今回譲渡人の希望で耕作者へ贈与することとなりました。現地を確認したところ除草もされており、今後も譲受人が引き続き耕作することとすることで地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号３番について８番 青木拓也委員をお願いします。

＊８番（青木拓也委員） 申請番号３番について、譲受人へ直接お会いし聴き取り調査を行いました。譲渡人は譲受人の叔母であり、以前から耕作は譲受人が引き受けておりました。現在は鹿原地区の農業法人にて管理を行っているようです。聴き取り調査をし現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号４番について１６番 板垣が報告します。

＊１６番（板垣文一委員） 申請番号４番については、親子間の贈与による所有権移転であります。譲渡人は施設に入所中ということで、譲受人にお会いしてお話を伺いました。耕作者である譲受人は大崎市にお住まいですが、週末には地元に来て畑の作業等されております。作業用機械につきましては、畑作用の機械は所有しており、ご自身で管理しているそうです。水田につきましては地元の農用地利用開田組合に作業委託をされており、水稻生産計画書は毎年譲受人の名前で提出をされているとのことです。聴き取り調査、現地確認を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） 現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第７ 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第７、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- ＊事務局（畠山明大係長） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和6年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

申請地 字大門の田 2筆

面積 合計2,028㎡

申請事由 売買による条件付売買予定地の造成

事業計画 令和6年5月15日着工予定 / 令和9年11月30日完成予定

申請地は加美町役場の北約500mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号2

申請地 字大門の田

面積 1,031㎡

申請事由 売買による条件付売買予定地の造成

事業計画 令和6年7月11日着工予定/ 令和8年5月31日完成予定

申請地は加美町役場の北約600mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号3

申請地 上狼塚字東北原の畑 2筆

面積 合計1,226㎡

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年11月30日完成予定

申請地は加美町役場の北北東約2.8kmに位置し、宅地に囲まれている小集団の農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。太陽光発電事業用地として、平坦で陽当たりが良いこと、送電線が近くに通っており幹線道路に近く、設置コストを低く抑えられること等を考慮し当該地を選定したもので、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 4

申請地 宮崎字屋敷二番の田

面積 合計 1,538 m²

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年11月30日完成予定

申請地は加美町宮崎支所の東北東約450mに位置し、街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超える街区内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

〔 以上4件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、1番 高橋秀生委員お願いします。

＊1番（高橋秀生委員） 令和6年4月16日に、佐藤局長、畠山係長、猪股委員、今野委員、私の5名で現地調査を行って参りました。

申請番号1番につきまして、盛土は行いますが土留めの擁壁を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく雨水は道路の側溝に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

申請番号2番は、申請番号1番の申請地の斜め向かいにある農地です。こちらも盛土は行いますが土留めの擁壁を設置するため土砂の流出はございません。用排水施設はなく雨水は道路の側溝に放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

申請番号3番につきまして、盛土は行わず現状のままパネルとフェンスを設置します。年に複数回の草刈りを実施し、雨水は自然浸透とするため支障はなく、許可相当と判断しました。

申請番号4番につきまして、こちらも盛土は行わず現状のままパネルとフェンスを設置します。年に複数回の草刈りを実施し、雨水は自然浸透とするため支障はなく、許可相当と判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 8 議案第 3 号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第 8、議案第 3 号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第 3 号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和 6 年 4 月 25 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買 4 件、賃貸借 2 件でございます。

申請番号 1

申請地 字町裏の田 3 筆
面積 合計 2,863 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 2

申請地 下新田字北村の田
面積 36 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 3

申請地 下新田字北村の田 外 3 筆
面積 合計 9,537 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 4

申請地 平柳字谷地の田
面積 1,966 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 5

申請地 菜切谷字白畑の田 外 10 筆
面積 合計 11,452 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 6

申請地 宮崎字東浦の田 6 筆
面積 合計 12,230 m²
権利移動の種別 賃貸借

〔 以上 6 件の集積計画について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第3号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について本田浩推進委員です。

本田浩推進委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時53分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本田浩推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時54分〉

*議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番から6番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番から6番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和6年度加美町農業委員会 第1回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時55分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年4月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 今 野 修

署名委員 中 村 貴 美 子